

特定非営利活動促進法に係る 諸手続の手引き

第1章 法律の概要

静 岡 市

第1章 法律の概要

目次

1	法律の目的等	1
(1)	法律の目的	1
(2)	法律の特徴	1
(3)	特定非営利活動の定義（法2①、別表）	2
(4)	NPO法人になるための基準	3
(5)	NPO法人の役員に関する原則	3
(6)	NPO法人の会計の原則	5
(7)	NPO法人格を取得することのメリット	5
2	NPO法人設立の手続	6
3	NPO法人の管理・運営	8
4	NPO法人格取得後の義務	10
(1)	事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	10
(2)	納税	11
5	認定NPO法人制度の概要	11
(1)	認定NPO法人とは	11
(2)	特例認定NPO法人とは	11
(3)	認定NPO法人等になることのメリット	12
(4)	認定の基準	13
(5)	欠格事由	13
(6)	認定の有効期間の更新	14

特定非営利活動法人の申請・届出に関する様式等は、静岡市のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3247/s002507.html>

検索サイトで「静岡市 NPO」と検索してください。

静岡市 NPO

検索

1 法律の目的等

(1) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「NPO 法」又は「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

(2) 法律の特徴

NPO 法人を設立するためには、所轄庁（法9参照）の認証を受けなければなりません。認証とは、一定の行為又は文書の記載が正当な手続きによってなされることを公の機関が確認・証明することであり、許可主義（法定の要件に加え主務官庁の裁量に委ねられている。）と準則主義（要件を法律で定めておき、主務官庁の裁量はない。）の中間的な制度となっています。

NPO 法成立の背景には、「NPO 法人に対する行政の監督は最小限に留め、NPO は市民自らが監督し、育てていくものだ」という考え方があります。そのため、NPO 法人は定款、事業報告書、計算書類等の書類を事務所に備え置き、社員やその他利害関係人からの請求があれば、閲覧させなければならないこととなっており、所轄庁においてもこれらの書類を公開しています。なお、NPO 法人及び所轄庁には、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」を活用して積極的な情報の公開に努めることが求められています。

また、NPO 法人のうち、特に広く市民からの支持を受けており、情報公開、事業及び会計の管理が適切に行われている等、一定の基準を満たすものについては、所轄庁の認定を受けることにより、当該法人への寄附に税制上の優遇措置が適用される認定・特例認定の制度があります（p. 11「5 認定 NPO 法人制度の概要」参照）。

(3) 特定非営利活動の定義（法2①、別表）

特定非営利活動とは、次の（ア）及び（イ）の両方に該当するものをいいます。

（ア）NPO法で定める次に掲げる活動に該当する活動

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として指定都市の条例で定める活動（※）

（※）静岡市では該当なし。

（イ）不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

(4) NPO 法人になるための基準

NPO 法に基づいて NPO 法人になるためには、次の基準に適合することが必要です
(法 2②、法 12①)。

NPO 法人になるための基準

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること (法 2②)
- イ 営利を目的としないものであること (利益を社員^(注1)で分配しないこと) (法 2②一)
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (法 2②一イ)
- エ 役員のうち報酬^(注2)を受ける者の数が、役員総数の 3分の 1 以下であること (法 2②一ロ)
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと (法 2②二イ・ロ)
- カ 特定の公職者 (候補者を含む) 又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと (法 2②二ハ)
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと (法 12①三)
- ク 10 人以上の社員を有するものであること (法 12①四)

(注 1) 社員とは、法人の構成員のことで、総会において議決権を有する者をいいます。

(注 2) 「報酬」とは役員 (理事及び監事) に対して支給されるお金のことです。「給与」が労働の対価であることに対して、「報酬」はその役職に就いていることに対して支給されるという性格があります。

(5) NPO 法人の役員に関する原則

NPO 法人は、法の定めに従って適切な管理及び運営を行わなければなりません。理事は法人を代表^(注)し、その過半数をもって業務を決定します。監事は、理事の業務執行の状況を監査し、また、法人の財産の状況を監査します。なお、監事は法人の理事や職員を兼ねることはできません (法 19)。

(注) 定款をもって、その代表権を制限することができます (法 16)。

- ① 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3分の 1 以下であること (法 2②一ロ)
- ② NPO 法人の役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置くこと (法 15)
- ③ 法第 20 条に規定する欠格事由に該当しないこと

欠格事由

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令に定めるもの

- ④ それぞれの役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれないこと（法21）。

具体的には...？

(役員総数5人の場合) 配偶者又は3親等以内の親族は、含まれることになってはならない。

(役員総数6人の場合) 配偶者又は3親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。

(6) NPO 法人の会計の原則

会計は、法第 27 条に掲げる会計の原則に従って行わなければなりません。

- ① 会計簿は、正規の簿記の原則^(注)に従って正しく記帳すること。
- ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状況に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- ③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続し、みだりにこれを変更しないこと。

(注) 正規の簿記の原則とは…

- ・取引に関して検証可能な証拠に基づいて記帳されていること。
- ・記録、計算が正確に行われ、体系的に整然と記帳されていること。
- ・法人のすべての経済活動が網羅的に記帳されていること。

(7) NPO 法人格を取得することのメリット

NPO 法人格を取得すると、以下のようなメリットがあります。

- ① 法人名で財産を取得できる（例：法人名義で不動産登記などができる）。
任意団体の場合、財産を取得した際に代表者個人の名義で登記することになるため、団体と個人の資産の区分が困難です。また、代表者変更により、団体の運営・存続に支障をきたす場合があります。
- ② 法人名義で銀行口座を開設できる。
- ③ 法人名義で賃貸借契約や、売買契約などの契約を締結することができる。
- ④ 会計書類の作成や書類の閲覧など、法で定められた法人運営や情報公開を適切に行うことにより、組織の基盤を築くことができ、社会的信用の獲得につながる。
- ⑤ 一定の要件を満たし、所轄庁の認定を受けることで、税制上の優遇措置がある「認定（特例認定）NPO 法人」になることができる。

2 NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けなければなりません（法 10①）。提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間公衆の縦覧に供することとなります（法 10②）。

なお、申請書等の提出については、内閣府ウェブ報告システムを利用したオンライン提出も可能です。オンライン提出を希望する方は、以下の URL からログインしてください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

(リンク先ページ右上の「法人ログイン」に進んでください。)

所轄庁は、申請書の受理後 2 か月 2 週間以内に認証又は不認証の決定を行います（法 12②）。設立の認証後、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることで法人が成立します（法 13①）。

提出書類	
①	特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第 1 号）
②	定款
③	役員名簿※役員の名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿
④	役員の名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿 役員の名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿 ※各役員が法第 20 条に該当しないこと及び法第 21 条に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面。写しを提出し、原本は保管してください。
⑤	住所又は居所を証する書面（原本） （1）住民票（住民基本台帳法の適用を受ける者） （2）（1）がない者については、その役員の名及び住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書（書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付すること。） ※申請日前から 6 か月以内に作成されたもので、 <u>マイナンバーの表記がないもの</u> を提出してください。 ※国内に住所を有し、住民登録の届出をしている方で、静岡市が住民基本台帳ネットワークを用いて住所又は居所の確認を行うことを希望する方については、（1）の添付を要しません。
⑥	社員のうち 10 人以上の者の名簿
⑦	確認書（法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面）
⑧	設立趣旨書
⑨	設立についての意思決定を証する議事録の謄本（写し）
⑩	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
⑪	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

- (1) 申請書に添付する書類は②～⑪です。このうち、②、③（うち、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）、⑧、⑩及び⑪は公衆の縦覧に供する書類に該当します。
- (2) NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります（法 9）。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めに従って適切な管理・運営を行わなければなりません。

NPO 法人の管理・運営については次の点にご留意ください。

① 役員について（法 15～24）

NPO 法人には、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^(注1)し、その過半数^(注2)をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、暴力団の構成員等は役員にならないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

(注1) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

(注2) 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会について（法 14 の 2）

NPO 法人は少なくとも毎事業年度 1 回、通常社員総会を開催しなければなりません。

③ その他の事業について（法 5）

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（利益を上げることが目的とした事業や共益的な事業などが該当します。以下「その他の事業」といいます。）を行うことができます。

その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

④ 会計の原則について（法 27）

法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第 27 条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

⑤ 事業報告書等について（法 28、29、30）

毎事業年度初めの 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日まですべての事務所に備え置かなければなりません（平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に関する書類から適用。それ以前の事業年度に関する書類については作成の日から翌々事業年度の末日まで。）。

これらの書類は、毎事業年度初めの 3 か月を満了した日の翌日から起算して 1 週間以内に、所轄庁に提出しなければなりません。提出された書類は、所轄庁において閲覧に供し、謄写の求めがあった場合これに応じます。

また、NPO 法人は、社員その他の利害関係人から事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧を請求された場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければなりません。

⑥ 定款変更について（法 25、26）

定款を変更するためには、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。また、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法 25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁へ届け出ることが必要となります（法 25⑥）。

定款の変更の際に所轄庁の認証が必要となる事項

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

⑦ 解散について（法 31～32⑧）

NPO 法人は、以下の事由により解散します。NPO 法人が解散する場合、残余財産は定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

ア. 社員総会の決議、イ. 定款で定めた解散事由の発生

ウ. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（所轄庁の認証が必要）

エ. 社員の欠亡、オ. 合併、カ. 破産手続き開始の決定、キ. 設立認証の取消し

定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者（法 11③）

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑧ 合併について（法 33～39）

NPO 法人は、他の NPO 法人と合併することができます。合併をするためには、社員総会の決議を経て、所轄庁の認証を受け、更に債権保護手続きを経て登記をしなければなりません。合併により NPO 法人を設立する場合、定款の作成その他法人の設立に関する事務をそれぞれの法人において選任した者が共同で行わなければなりません。

⑨ 監督等（法 41～43、77～81）

所轄庁は、NPO 法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、当該 NPO 法人に対して、業務や財産の状況報告を求め、検査を実施することができます。

また、NPO 法上の要件を満たさないと認める場合や、法令又は定款に違反する事実が認められる場合には、その改善に必要な措置を求めることができます。

この改善命令に違反し、他の方法では監督の目的を達成できない場合や、3 年以上にわたり事業報告書等の提出を怠った場合、所轄庁は聴聞を経て、設立の認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則（法 77～81）が適用される場合があります。

4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の政令並びに定款の定めに従って活動しなければなりません。特に次の点にご留意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの 3 か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させます。また、毎事業年度初めの 3 か月を経過した日の翌日から起算して 1 週間以内に所轄庁へ提出し、一般公開されることとなります（法 28～30）。

閲覧に供される書類

- ① 事業報告書
- ② 活動計算書
- ③ 貸借対照表
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 最新の役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署（葵区・駿河区：静岡税務署、清水区：清水税務署）、静岡県財務事務所、静岡市市民税課等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。NPO 法上は特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合は、当該事業から生ずる所得について法人税が課税されるため、ご注意ください。

法人税法の収益事業

物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法二十三、法人令五①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

5 認定 NPO 法人制度の概要

市民や企業から NPO 法人への寄附を促すことで、法人の活動を支援することを目的として設けられた制度で、認定 NPO 法人に対して寄附金を支出した個人又は団体に対する所得税、法人税の特例措置や、「みなし寄附金制度」などの特例措置があります。また、平成 24 年 4 月の法改正で、設立後間もない財政基盤が確立されていない NPO 法人をスタートアップ支援するための仮認定制度（平成 29 年 4 月 1 日以降は特例認定に名称変更）も創設されました。

(1) 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法二③、44①）。

(2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後 5 年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準

(パブリック・サポート・テストは含まれません。)に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます(法2④、58①)。本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

(3) 認定NPO法人等になることのメリット

認定NPO法人等には以下のメリットがあります。

① 寄附者に対する税制上の優遇措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、特定寄附金に該当し、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます(措法41の18の2①②)。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます(地方税法37の2①三・四、314の7①三・四)。

ロ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(措法66の11の2②)。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は適用されません。)に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70⑩)。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます(措法66の11の2①)。なお、この措置は特例認定NPO法人には適用されません。

(4) 認定の基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の基準に適合しなければなりません（法 45、59）。

認定 NPO 法人適合基準

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除く）。
- ② 事業活動において、共益的活動の占める割合が 50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

※①～⑧の基準に適合していても（特例認定 NPO 法人は①を除く）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることができません。

(5) 欠格事由

次の欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は認定等を受けることができません（法 47）。

欠格事由

- 一 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 二 暴力団又はその構成員等
- 二 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- 三 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 四 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- 五 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- 六 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定の有効期間の更新

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年（法51①）、特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年（法60）です。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②、61一）

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 法 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
- 法 令 特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
- 法 規 特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
- 条 例 静岡市特定非営利活動促進法施行条例（令和 5 年）
- 条 規 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（令和 5 年）
- 平成 23 年改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）
- 平成 28 年改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
- 令和 2 年改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 72 号）
- NPO 法人 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人等 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事
（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
- 措 法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措 令 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措 規 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 法人法 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- 法人令 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
- 法人規 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
- 所 法 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- 所 令 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
- 所 規 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
- 相 規 相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
- 組登令 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
- 行手法 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- 法 10①二イ 特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 2 号イ

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き

第1章 法律の概要

静岡市

観光文化・市民局市民自治推進課

令和8年4月

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

電話 054-221-1372

FAX 054-221-1538